



島根県報

平成26年4月15日（火）

号外第74号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部（会 計 課） 2
を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則（規則第54号）

1 規則の概要

- (1) 特定調達契約に係る競争入札の参加者の資格に関し公示すべき事項に、一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段を追加することとした。（第2条第1項関係）
- (2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格の審査により当該資格を有しないと認められた者から請求があったときは、当該請求者が当該資格を有しないと認められた理由を当該請求者に書面により通知することとした。（第2条第5項関係）
- (3) 特定調達契約に係る一般競争入札の公告に関し、一連の契約のうち最初の契約以外の契約に係る公告については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までに行うことを規定した場合に限り、入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までに行うことができるとした。（第3条第2項関係）
- (4) 入札説明書の記載事項に、電子入札の場合においては、当該電子入札に関する事項を追加することとした。（第7条関係）
- (5) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の改正に伴う引用条項の整理及び規定の整備（第3条・第4条・第7条関係）

2 施行期日

平成26年4月16日から施行することとした。

規 則

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第54号

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (4) 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段

第2条に次の1項を加える。

- 5 知事は、第2項の規定による審査により一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有しないと認められた者から請求があったときは、当該請求をした者が当該資格を有しないと認められた理由を当該請求をした者に書面により通知するものとする。

第3条第2項中「末日」の次に「。以下この項において同じ。」を加え、「第2条第6号」を「第2条第5号」に改め、「以外の契約」の次に「（最初の契約に係る特例公告において、最初の契約以外の契約に係る特例公告を入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までに行うことを規定した場合に限る。）」を加える。

第4条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、会計規則第65条の3第2項の規定による通知は」を「契約担当者は、特例政令第7条第2項の通知をするときは、」に改める。

第7条第1号中「第7条」を「第7条第1項」に、「第6条第5号」を「第6条第6号」に改め、同条中第6号を第7

号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 電子入札の場合においては、当該電子入札に関する事項

附 則

この規則は、平成26年 4 月16日から施行する。